

920MHz帯RFID 構内無線局免許・登録申請に関して

(一社)日本自動認識システム協会
平成25年4月26日

パッシブタイプRFID 無線局種別



ISO/IEC 18000シリーズ	周波数	日本の電波法関連規則
18000-2	135kHz未満	・誘導式通信設備
18000-3	13.56MHz	・誘導式読み書き通信設備
18000-4	2.45GHz	・ 構内無線局(免許局) ・特定小電力無線局
18000-6	950~956MHz 2018年3月31日まで使用可能。	・ 構内無線局(免許局及び登録局) ・ 簡易無線局(登録局) ・特定小電力無線局
	915~928MHz 2012年7月25日から使用可能。	・ 構内無線局(免許局及び登録局) ・特定小電力無線局

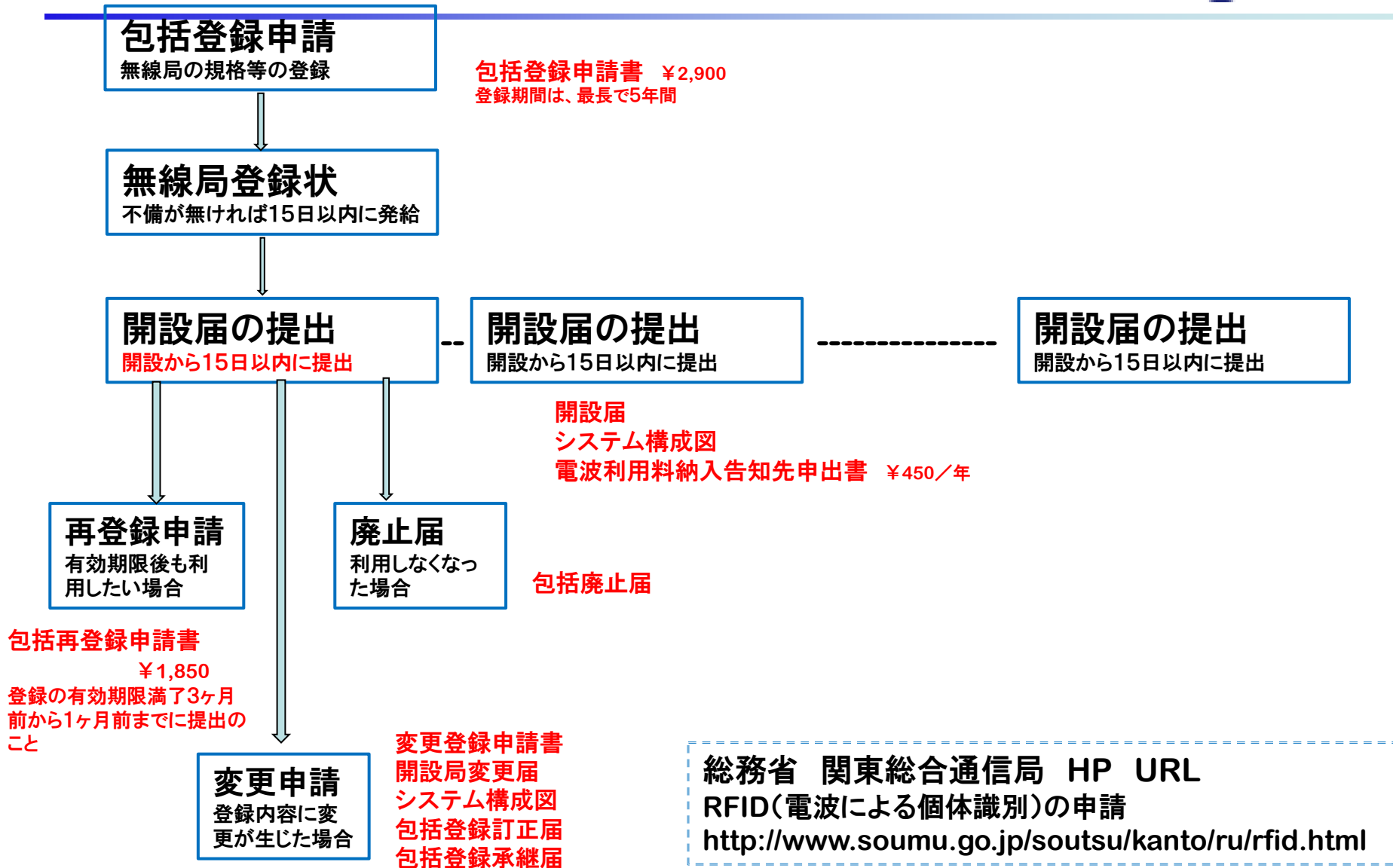
申請の方法(登録制度の構内無線局)



- 包括登録申請
 - 無線を利用したいとの申請を行い、利用可能な環境を作成
 - 申請: 利用者の**本社が所在する都道府県**を管轄する地方総合通信局
 - 包括申請から15日以内に「無線局登録状」が発給
- 開設届(利用開始)
 - 無線局登録状を入手後、初めて無線局の開設が可能
 - 利用開始から15日以内に開設届の提出
 - 提出: 無線局の**常置場所の都道府県**を管轄する地方総合通信局

**重要: 無線局登録状だけでは、無線局の利用は不可
開設届の未提出の場合は、電波法令違反**

申請のフロー(登録制度の構内無線局)

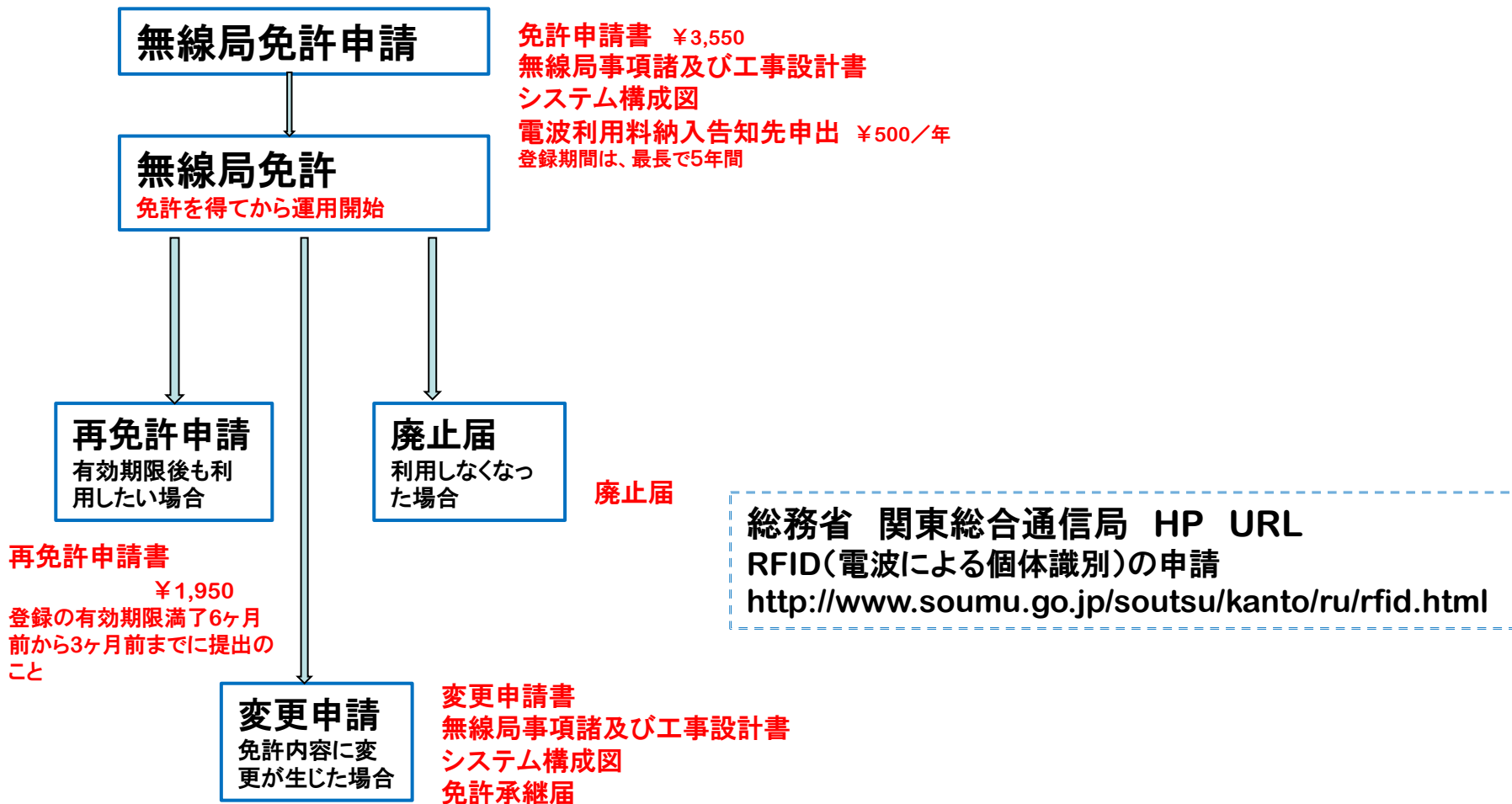


申請の方法(免許制度の構内無線局)



- 免許申請に必要な書類
 - 免許申請書、無線局事項書及び工事設計書、システム構成図
 - 同一構内において機能上一体となって、1つの通信系を構成する場合、複数の無線設備を単一の無線局として申請が可能
 - 免許期間は、最長で5年間です。
- 免許変更に必要な書類
 - 変更申請書、無線局事項書及び工事設計書、システム構成図
- 再免許申請に必要な書類
 - 再免許申請書
 - 免許の有効期間満了の6ヶ月前から3ヶ月前までに提出
 - 通知等はないので自己管理が必要(登録制度の構内無線局も同じ)
- 廃止届
 - 廃止届
 - 廃止する場合、過去日での廃止は不可
- 免許承継申請、電波利用料納入告知先申出書

免許のフロー(免許制度の構内無線局)



■不法無線局

電波の利用には原則として無線局の免許が必要です。免許がないのに開設した無線局は不法無線局です。

不法無線局を開設した場合は電波法違反となり、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。また、不法無線局から出された電波で重要な無線通信を妨害すると、5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられます。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/denpa/fuhoumusenkyoku.htm> より抜粋